

神谷清掃工場解体工事 質問回答

番号	箇所等	質問	回答
1	発注仕様書第1節計画概要5.敷地条件(3)気象等	除雪は管理棟前まで行うが施設内は行わないと記載されています。 敷地内の除雪を受注者が行い敷地内に仮置き出来ない場合、場外仮設地への搬出又は隣地水路への放雪は可能でしょうかご教示ください。	場外仮設地への搬出は可能です。本施設東側にある旧ごみ処理施設の敷地(5,000m²程度)は除雪した雪の置場及びその他用途(要協議)として使用可能です。
2	発注仕様書第2節設計施工方針1.適用範囲	本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の完遂のために当然必要なものと思われるものについては受注者の責任において全て実施するものと記載されています。 本工事の完遂のために当然必要と思われるものとは具体的に何を指していますか。 例えば以下に示す事例は当然とは該当しない設計変更対象になると考えて良いでしょうかご教示ください。 ・地下掘削時に想定されていない埋設廃棄物を発見 ・見積仕様書・仕分表・図面に記載されていないアスベストが事前調査によって発見された場合 ・地下掘削時に想定されていない汚染土壌又灰類を発見 ・天災(地震・台風・豪雨)により地下構造物の一部が損傷して地下水が大量に流入した場合 ・天災(地震・台風・豪雨)により盛土擁壁破損及び隣接の水路の越流等による工事遅延及び復旧・処理費用の発生 ・天災(地震・台風・豪雨)により盛土擁壁破損及び隣接の水路の越流等による工事遅延及び復旧・処理費用の発生 ・天災(地震・豪雨)による土砂災害	発注仕様書で解体対象とした構造物等の解体を完遂するために必要なもの全てです。 提示された事例においては、いずれも設計変更の協議に応じます。

番号	箇所等	質問	回答
3	発注仕様書第2節設計施工方針2. 疑義	受注者は、本仕様書及び既設竣工図面等の内容、資料が無く実態が不明な部分、または工事施工中に不備や疑義が生じた場合、本市と十分協議のうえ、遺漏のないような設計・施工を行うものとする」と記載されています。 例えば、地下部に廃棄物を発見又レベル1,2の石綿を発見した場合は協議後設計変更対象と考えますがご教示ください。	質問番号2参照。 ただし、予備ボイラーの煙突断熱材は石綿レベル2を想定していますので、設計変更対象外です。
4	発注仕様書第2節設計施工方針3. 変更	原則として、本仕様書の変更は認めないものとする。ただし、本市の指示等により変更する場合はこの限りではない。工事請負金額の変更は原則として行わない」と記載されています。 原則以外の内容をご教示ください。例えば天災（台風、豪雨、竜巻等）による擁壁崩壊や土砂崩れ、急激な地下水上昇による水没、隣地水路からの越流等による資機材の損失から工事遅延が発生した場合は、工事請負金額の変更事項となると考えて良いでしょうかご教示ください。	質問番号2参照。 なお、北側の道路側溝においては大雨時に雨水が越流して本施設敷地内へ流入することが複数回発生しているため、資機材の置き場所はそれを踏まえて計画して下さい。
5	発注仕様書第4節工事範囲	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び汚染の除去等の措置等が必要となった場合、これらの調査・施工等は本工事の範囲外」として記載されています。 土壌汚染が判明した場合、地下構造物撤去や杭撤去等工事に直接支障が及びます。このような状況から工程延伸等が発生した場合は、工期延長及び経費補償等が認められると考えますがご教示ください。	質問番号2参照。
6	発注仕様書第4節工事範囲5. 場内貯留水の処理	ごみピット貯留水はゴミピット側面からの地下水の流入等」と記載されています。 地下水侵入箇所の具体的な状況をご教示ください。	本施設が稼働していた際の施設運転員の証言によるもので、南側面から流入しています。 なお、流入箇所の高さや数などは不明です。

番号	箇所等	質問	回答
7	発注仕様書第4節工事範囲5. 場内貯留水の処理	ごみピット貯留水は令和7年2月に水質分析を行っており、ダイオキシン類及び1,4-ジオキサンは未測定であるが、それ以外の下水道基準は満足する水質と記載されています。 具体的に実施した水質測定項目をご教示ください。	別紙1を参照して下さい。
8	発注仕様書第6節解体工事の実施について	解体工事フロー（案）に管理区域への変更と記載されています。 D値換算係数にて管理区域の変更が認められると考えて良いのかご教示ください。	D値換算係数による管理区域の変更は不可とします。
9	発注仕様書第6節解体工事の実施について1. 解体工事の実施計画2) 解体対象設備の汚染物のサンプリング調査	参考資料として石綿含有建材の有無に関して本市が令和6年7月の添付資料4が示されています。 汚染物調査結果は全てレベル3ですが、事前調査時にレベル1, 2の石綿含有物が発見された場合は設計変更対象と考えて良いでしょうかご教示ください。	質問番号2参照。
10	発注仕様書第8節その他 1. 施工(5)工事数量について	解体工事に於ける工事数量は受注者の責任にて算出し、本市に報告することと記載があります。 解体工事費用を算出するために、公告時の図面及び参考資料を通して積算を行います。公告時に配布された資料には無い構造物や埋設物、廃棄物、汚染物等が発見した時は設計変更対象と考えますがご教示ください。	公告時に配布した資料に記載のない構造物が発見された場合は設計変更の協議に応じます。 その他のものについては質問番号2の回答と同様です。
11	補強土壁（TUSS）詳細図（1）、（2）について	タイパーの全体の詳細設置位置（長さ、間隔、高さ）が明示されている図面の提示をお願いします。	補強土壁（擁壁）については添付資料6-7（擁壁）以外に資料が残っておらず提示できません。

番号	箇所等	質問	回答
12	添付資料 1 の貯水槽及び給水槽について	貯水槽及び給水槽の構造図の提示をお願いします。	給水槽が集水槽のことであれば、添付資料 6-2（建築意匠図）の A-91、A-96 の図面を参照して下さい。
13	添付資料 1 の市道 5 2 1 8 号線の横断給水管及び井中ポンプについて	補強土壁から井中ポンプ迄の縦断図の提示をお願いします。	資料が残っておらず提示できません。
14	貯水槽、集水槽、農業用水集水管撤去時について	補強壁と近接していることから、撤去時補強壁が崩壊する可能性があります。 上記設備を撤去する時補強壁の一部を解体しながら且つ市道 5218 号線の一時通行止めは可能でしょうかご教示ください。	一時通行止めの可否については神谷奥堤のため池堤防工事（鳥取県の工事）との調整が必要となるため現時点では回答できません。 なお、東側の道路については発注仕様書 p2 のとおり現在は敷地内道路となっており、通行止め等の交通規制を行うことに制限はありません。
15	—	設計施工案件となっておりますが、契約書は施工の約款となっております。「設計」とはご提出させて頂く「施工提案書」の事を指しているものと認識させて頂いて良いのでしょうか。そうであるのであれば、この施工提案書に記載以外の事が発生した場合はご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	本案件は公告段階であり契約書もしくは契約書案の提示は行っておらず、質問文中の契約書が何を指しているのか不明です。 なお、施工提案書は入札参加資格確認のため提出するものであり、設計は契約後に策定する施工計画書等の事を指し、施工計画書等に記載以外の事が発生した場合の変更については発注仕様書 p3 第 2 節 3. 変更のとおりです。

番号	箇所等	質問	回答
16	—	提出、受領している資料で齟齬が発生した場合の優先順位が示されておりませんが、①契約約款②施工提案書③発注仕様書④公告の順番でよろしいでしょうか。	資料の優先順位は(1)公告資料(質疑回答含む)、(2)発注仕様書として、(1)(2)を踏まえて施工提案書及び施工計画書(質問番号15参照)を策定し、(1)(2)及び施工計画書に齟齬が発見された場合は必要に応じて本市と協議のうえ施工計画書を変更して下さい。その他変更の必要が生じた場合は本市の契約約款によるものとします。
17	発注仕様書第4節5. 場内貯留水の処理	発注仕様書第4節5. 場内貯留水の処理についてですが、令和7年6月現在として示されている貯留水が今後大幅に増加した場合は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。また、貯留水内は確認できませんので、貯留水内にごみ、灰等が確認された場合には設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	水量については本工事の契約時点(令和8年1月)で1FL-2,500mm分を超えた部分については設計変更の協議に応じます。 また、ごみ及び灰等についてはクレーンで除去可能な範囲を超える残留量が確認された場合は設計変更の協議に応じます。
18	発注仕様書第4節2. 土木建築類の解体の工事範囲	発注仕様書第4節2. 土木建築類の解体の工事範囲について添付資料1解体工事範囲で示されている範囲以外の場内舗装は残地となっていますが、竣工図等で把握できなかった建築物の地下埋設物によっては解体範囲が拡大することも想定されますが、その場合の数量増は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	質問番号10参照。
19	発注仕様書第6節解体工事の実施について3. 解体工事の施工(1)汚染物及び石綿含有建材の除去方法の決定及び施工	除染作業は、設備内に堆積した残灰を先に取り出して本市に引き渡し、次に洗浄等による汚染物の除去を実施と記載しています。 本市に引き渡すとはどういう意味かご教示ください。	焼却炉ストーカ上に堆積している残灰を想定したものであり、これについては本市で処分するため、フレコンバック等の容器に入れ飛散防止措置された状態で本施設敷地内の本市が指定する場所まで運搬することとします。

番号	箇所等	質問	回答
20	発注仕様書第4節工事範囲5．場内貯留水の処理	ごみピット貯留水は令和7年2月に水質分析を行っており、ダイオキシン類及び1,4-ジオキサンは未測定であるが、それ以外の下水道基準は満足する水質と記載されています。 落札後、ごみピット貯留水及び地下1階の浸水水のダイオキシン類及び1-4ジオキサンを分析した結果、下水道放流基準値を上回った場合は、市との協議により設計変更対象と考えています。見解をご教示ください。	発注仕様書において必要に応じ下水道排除基準を満たすための排水処理を行ったうえで搬出することとしており、設計変更対象外です。